



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q 病気等のために運転中に意識がなくなっ
て起こる重大事故は怖いですね。そのため、
道路交通法が一部改正されたそうですが、どんな
内容ですか？

A 社員が、自分では大した病気ではないと
思って運転していたり、病気に気づかずに
運転していたりするの、事業主にとって大変怖
いものですね。

改正道路交通法は、平成26年6月1日施行されま
した。ポイントは？

- ①一定の病気（症状）等の【質問をすることが可
能】となった。
- ②公安委員会は一定の病気に罹っている運転免許
受験者や更新者の【免許更新の拒否】【免許の
効力を暫定的停止】することができる。
- ③虚偽の記載をした者に対して1年以下の懲役又
は30万円以下の罰金を科することができる。

一定の病気等とは？

統合失調症／てんかん／再発性の失神／そう
うつ病／無自覚性の低血糖症／認知症／重度
の眠気の症状を呈する睡眠障害／アルコール、
麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒／そ
の他自動車等の安全な運転に必要な認知、予
測、判断、操作の能力を欠く恐れがある症状
を呈する病気

道路交通法が改正されたことにより、「意識の
消失等の症状を有する労働者が業務として自動
車を運転する場合等の健康診断等における留意点
について」（平26.5.30 基発0530第4）として通知が
出されましたので、対策を取りましょう。

以下ポイントです。

- 1) 雇い入れ時又は定期健康診断において、意識を
失った等の症状の有無を確認することが望まし
い
- 2) 健康診断の結果を受け必要な対策を取ること
- 3) 健康情報は守秘義務を守ること

Q 会社としては具体的にどのような対策を
取ったらよいのでしょうか？

A 業務で運転する可能性のある従業員を雇
用する際は、必ず運転免許証の提示を求め、
その後も定期的に運転免許を有していることを確
認する必要があります。日頃の安全運転教育も大
切ですね。

公安委員会では、病状の確認として本人からの
報告をよりどころとし、診断書の提出を求めてい
ないことから、企業としては自動車運転を許可す
る前に、一定の病気などについて文書で本人に確
認し、書面で残すことでリスクを軽減させましょ
う。

以下、参考例です。

【誓約書に加筆する】

私は、社有車の使用許可を受けるにあたり、以
下の通り誓約いたします。

1. 会社の社有車管理規程および交通法規を遵守し
ます。
2. 道路交通法第90条第1項ロ、ハの政令に定める
病気に罹患していません。（統合失調症、てん
かん、再発性の失神、アルコール・薬物等の中
毒など）
（途中省略）

尚、万一規程に違反し会社に損害を与えた場合
は、損害金の全額を弁済することを誓約致します。

【規程に加筆する】

マイカー通勤規程や社有車使用規程

<報告義務><禁止事項>などの規定に加筆する。

- ・ 道路交通法第90条第1項ロ、ハの政令に定める
病気（統合失調症、てんかん、再発性の失神、
アルコール・薬物等の中毒など）に罹ったとき
※規程を変更した場合、従業員に知らせて下さい。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980